

## 「能登半島地震支援金」の税法上の取扱いについて

このたびの支援金の税法上の扱いにつきましては、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。

個人の方は寄附金控除(所得控除)、法人(医療法人等)の方は損金算入ができます。

個人の方の寄附金控除には、日本医師会が発行する領収書が必要です。ご希望に応じて日本医師会より発行されますので、別紙の「寄附金領収証発行依頼書」に必要事項を記入の上、佐賀県医師会総務課までFAXをお送りください。

佐賀県医師会にて取りまとめのうえ、日本医師会へ領収書の発行を依頼いたします。

なお、寄附金控除について、詳しくは国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

(本件に関する日本医師会の問合せ先)

日本医師会 経理課：電話：03-3942-6486 (直通)